

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年 4月 19日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 千葉県市川市千鳥町3番地

氏 名 プロモ株式会社

代表取締役 木下 太一郎

電話番号 047-397-5101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	プロモ株式会社
事業場の所在地	千葉県市川市千鳥町3番地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

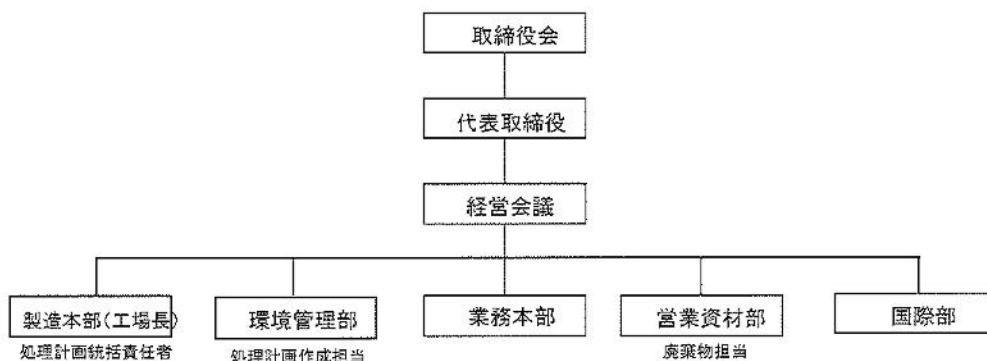
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：非鉄金属製造業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額 15億15百万円
③ 従業員数	38名（正社員37名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph LR A[鉍さい] --> B[含有分析] B --> C[溶出なし] B --> D[溶出あり] C --> E[中間処理業者へ委託処理(再生利用)] D --> F[中間処理業者へ委託処理(最終処分場で管理型埋立処理)] G[汚泥] --> H[中間処理業者へ委託処理] I[木くず] --> J[中間処理業者へ委託処理] K[廃アルカリ] --> L[中間処理業者へ委託処理] K --> M[自社処理] N[レンガくず] --> O[中間処理業者へ委託処理] </pre>

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	廃アルカリ
	排出量	1,343.2 t	520.6 t
	(これまでに実施した取組) 廃アルカリは、生産量増(脱硫塔稼働時間増)により、排出される脱硫廃液の量が前年度より増加した。既設排水処理設備及び新設した排水処理施設を稼働し、自社処理をしている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	廃アルカリ
	排出量	1,343.2 t	520.6 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、廃アルカリは、既設排水処理設備と新設した排水処理設備を稼働して処理量をする。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鉍さいと廃アルカリは混ざっていません。鉍さい、廃アルカリの両方とも分別していない。
②計画	今後も鉍さい、廃アルカリは分別する予定はない。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	廃アルカリ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 鉍さい、廃アルカリの自社での再生利用については、これまで実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	廃アルカリ
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 鉍さい、廃アルカリの自社での再生利用については、今後も実施する予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	廃アルカリ
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	廃アルカリ
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 廃アルカリは、引き続き既設排水処理設備と新設排水処理設備を運転して自社処理する。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	廃アルカリ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまでに、自社で埋立処分又は海洋投入処分は行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	廃アルカリ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	廃アルカリ
	全処理委託量	1,343.2 t	520.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	520.6 t
	再生利用業者への処理委託量	1,343.2 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 鉍さいは、ウエイト材として再生利用している委託業者に処理を委託している。廃アルカリは、優良認定処理業者へ委託しており、委託先では廃酸の中和剤として利用している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	廃アルカリ
	全処理委託量	1,343.2 t	520.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	520.6 t
	再生利用業者への処理委託量	1,343.2 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>鉍さいは、引き続きウエイト材として再生利用している委託業者に処理を委託する。廃アルカリは、引き続き優良認定処理業者へ委託する。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年 4月 19日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者

住所 千葉県市川市千鳥町3番地

氏名 プロモ株式会社

代表取締役 木下 太一郎

電話番号 047-397-5101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	プロモ株式会社
事業場の所在地	千葉県市川市千鳥町3番地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

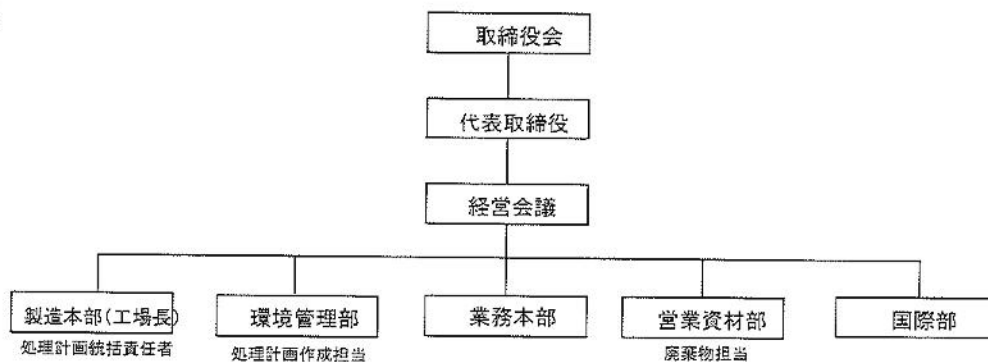
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：非鉄金属製造業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額 15億15百万円
③ 従業員数	38名（正社員37名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (4 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	排出量	158.6 t	9.6 t
	(これまでに実施した取組) これまで実施した取り組みはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	排出量	158.6 t	9.6 t
	(今後実施する予定の取組) 今後実施する予定の取り組みはない。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥は側溝の汚泥と廃酸ケーキ (硫酸マグネシウム) で分別している。 木くずは分別していない。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥は引き続き側溝の汚泥と廃酸ケーキ (硫酸マグネシウム) で分別する。 木くずは分別する予定はない。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 汚泥、木くずの再生利用については、これまで実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 汚泥、木くずの再生利用については、今後も実施する予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 自ら行なう汚泥、木くずの中間処理については、今後も実施する予定はない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまでに、自社で埋立処分又は海洋投入処分は行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	全処理委託量	158.6 t	9.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	158.6 t	9.6 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 汚泥、木くずは優良認定処理業者に依頼している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	全処理委託量	158.6 t	9.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	158.6 t	9.6 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 汚泥、木くずは、引き続き優良認定処理業者へ委託する。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年 4月 19日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者

住所 千葉県市川市千鳥町3番地

氏名 プロモ株式会社

代表取締役 木下 太郎

電話番号 047-397-5101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	プロモ株式会社
事業場の所在地	千葉県市川市千鳥町3番地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

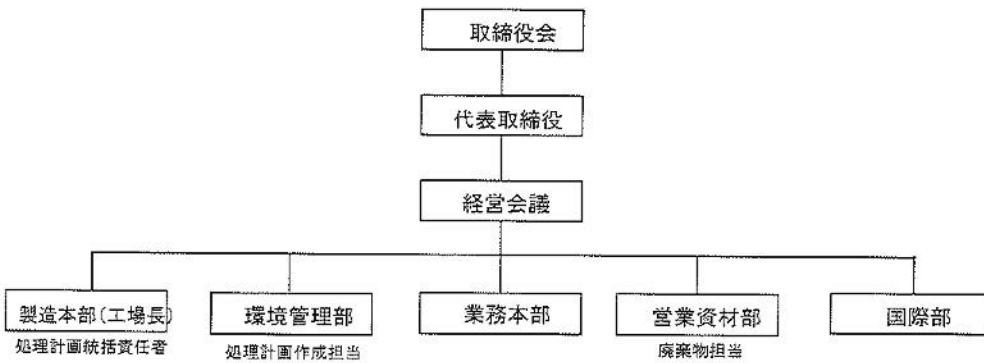
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：非鉄金属製造業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額 15億15百万円
③ 従業員数	38名（正社員37名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph TD A[鉨さい] --> B[含有分析] B --> C[溶出なし] B --> D[溶出あり] C --> E[中間処理業者へ委託処理(再生利用)] D --> F[中間処理業者へ委託処理(最終処分場で管理型埋立処理)] G[汚泥] --> H[中間処理業者へ委託処理] I[木くず] --> J[中間処理業者へ委託処理] K[廃アルカリ] --> L[中間処理業者へ委託処理] K --> M[自社処理] N[レンガくず] --> O[中間処理業者へ委託処理] </pre>

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（レンガくず）	
	排出量	43.6 t	t
	（これまでに実施した取組） これまで実施した取り組みはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（レンガくず）	
	排出量	43.6 t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後実施する予定の取り組みはない。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） がれき類（レンガくず）は分別していない。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） がれき類（レンガくず）は今後も分別する予定はない。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（レンガくず）	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） がれき類（レンガくず）の再生利用については、これまで実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（レンガくず）	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） がれき類（レンガくず）の再生利用については、今後も実施する予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（レンガくず）	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（レンガくず）	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
（今後実施する予定の取組） 自ら行なうがれき類（レンガくず）の中間処理については、今後も実施する予定はない。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（レンガくず）	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） これまでに、自社で埋立処分又は海洋投入処分は行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（レンガくず）	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（レンガくず）	
	全処理委託量	43.6 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	43.6 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） がれき類（レンガくず）は優良認定処理業者に依頼している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（レンガくず）	
	全処理委託量	43.6 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	43.6 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) がれき類（レンガくず）は、引き続き優良認定処理業者へ委託する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。